# 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の構成について

### 現行の計画

# 第二次北本市地域福祉計画·地域福祉活動計画 (平成 30 年度~令和 4 年度)

#### 第1章 計画の基本事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方法

#### 第2章 地域福祉の課題

## 第3章 地域福祉の基本方針 ----

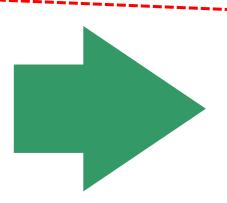
- 1 地域福祉の理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

#### 第4章 5年間の推進施策

- 1 基本目標1 すべての世代に福祉の心を広げる
  - 施策1-1 福祉の心を育む学習機会の充実
  - 施策1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充
  - 施策1-3 市民への情報発信の充実
- 2 基本目標 2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり
  - 施策2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成
  - 施策2-2 担い手が活躍する機会の充実
- 3 基本目標3 みんなが主役になる地域福祉の推進
  - 施策3-1 協働による地域福祉活動の推進
  - 施策3-2 市民活動を支援する仕組みの推進
  - 施策3-3 みんなでつくる人権尊重社会の推進
- 4 基本目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり
  - 施策4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進
  - 施策4-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実
  - 施策4-3 安全な暮らしを守る地域環境の形成
- 5 基本目標 5 公民協働の地域福祉推進体制の強化
  - 施策5-1 地域福祉推進体制の構築
  - 施策5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実
  - 施策5-3 幅広い生活課題への公民協働の推進

#### 第5章 計画の推進

- 1 平成30年度から重点的に取り組む事業
- 2 主体性と協働による計画推進
- 3 PDCA サイクルに基づく計画推進



### 新しい計画

# 第三次北本市地域福祉計画·地域福祉活動計画 (令和 5 年度~令和 9 年度)

- 第1章 計画の基本事項
  - 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置付け ※「北本市子どもの権利に関する条例」を記載
  - 3 計画期間
  - 4. 計画の策定方法
- 第2章 本市の現状と地域福祉の課題
  - 1 本市の現状
  - 2 第二次計画の施策の進捗状況
  - 3 地域福祉に係る国や県の施策の動向
  - 4 今後の地域福祉の推進における課題
- 第3章 地域福祉の基本方針
  - 1 地域福祉の理念
  - 2 基本目標
  - 3 SDGsとの関連性
  - 4 施策体系

#### 第4章 施策の展開

- 1 基本目標1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり
  - 施策1-1 福祉の心を育む学習機会の充実
  - 施策1-2 市民同士のふれ合う機会の拡充
  - 施策1-3 市民への情報発信の充実
- 2 基本目標2 地域の福祉を支える担い手づくり
  - 施策2-1 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保
  - 施策2-2 担い手が活躍する機会の充実
- 3 基本目標3 支援につなぐ仕組みづくり
  - 施策3-1 包括的な相談支援体制の充実
  - 施策3-2 暮らしを支えるサービス・活動の充実
  - 施策3-3 配慮が必要な人への支援の充実
  - 施策3-4 成年後見制度の利用促進
    - (成年後見制度利用促進基本計画)
- 4 基本目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり
  - 施策4-1 支援を必要とする人を見守る活動の推進
  - 施策4-2 安全な暮らしを守る地域環境の形成
- 5 基本目標 5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり
  - 施策5-1 重層的な地域福祉ネットワークの構築
    - (重層的支援体制整備事業実施計画)
  - 施策5-2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

#### 第5章 計画の推進

- 1 令和5年度から重点的に取り組む事業
- 2 主体性と協働による計画推進
- 3 PDCA サイクルに基づく計画推進